

議案第61号

二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、派遣の対象となる職員の範囲を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成21年二宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項第4号中「第3号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。

(議案第61号) 二宮町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 二宮町職員の定年等に関する条例(昭和59年二宮町条例第3号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) <u>定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 二宮町職員の定年等に関する条例(昭和59年二宮町条例第3号)第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>